神戸市立工業高等専門学校における研究者等の行動規範

2023年４月１日

規則第116号

神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、本校の学術研究の信頼性及び公正性を確保し、もって本校における学術研究についての社会に対する説明責任を果たすことを目的として、本校において研究活動を行う者（以下「研究者」という。）及び本校の研究活動を担うすべての者（以下「研究者等」という。）に求められる行動規範をここに定める。

１．研究者は、「科学者の行動規範について」（平成18年10月３日日本学術会議声明）が示す「科学者の行動規範」を遵守し、本校における学術研究の信頼性及び公正性の確保に努めなければならない。

２．研究者は、個人の発意で提案し採択された研究費であっても、当該研究費は公的資金によるものであり、本校による管理が必要であることを認識するとともに、その使用にあたっては、本校が定めるルールに従い適正な執行を行わなければならない。

３．研究者等は、研究活動に係る研究費等が神戸市民や国民の税金、その他多方面からの支援で成り立っていることを認識し、その目的に沿った使用及び説明責任を果たすべく、常に適正な管理を行わなければならない。

４．研究者等は、本校における業務が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、研究の実施及び研究費の使用等にあたり、関係法令や本校規則等を遵守しなければならない。

５．研究者等は、業務の公共性を踏まえて常に説明責任を意識し、社会に対する適切な情報提供に努めなければならない。

附　則

この規則は、2023年４月１日から施行する。